



熊本県公報

第11850号
平成21年10月16日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○水俣港公有水面埋立しゅん功認可	(港湾課) 1
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援総室) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 2
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	(障害者支援総室) 2
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定廃止	(") 3
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 3
○保安林の指定に関する予定	(") 4
公 告	
○道路の位置指定の公告	(建築課) 4
○公共測量の実施	(監理課) 4
○松橋不知火都市計画及び小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	(都市計画課) 4
○八代都市計画及び鏡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	(") 5
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 5
○八代港港湾計画の変更の概要の公告	(港湾課) 5
登 載 依 頼	
○平成21年度第2回熊本県私立学校審議会の開催	(熊本県私立学校審議会) 6
正 誤	
○平成20年6月9日熊本県告示第571号(保安林の指定施業要件の変更に関する予定)中	(森林保全課) 6

告 示

熊本県告示第954号
 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第22項の規定により次のとおり告示する。

平成21年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 2 しゅん功認可年月日
 平成21年9月18日
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 水俣市月の浦字月浜161の2地先並びに155の1、154の1、147の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路地先並びに147の1、116の1、115の1、114の1、61の1、61の6、54の56及びこれらの区域に介在する道路、水路地先公有水面
 - (2) 区域
 次の地点のうち、①の地点と②の地点とを結んだ線、②の地点からパラメータA=70.00m、R=80.05mのクロソイド曲線で②の地点と③の地点を結ぶ北西側のクロソイド弧、③の地点から300度09分12秒80.05mの地点を円心とする半径80.05mの円周で③の地点と④の地点とを結ぶ東側の円弧、④の地点からパラメータA=70.00m、R=80.05mのクロソイド曲線で④の地点と⑤の地点を結ぶ南東側のクロソイド弧、⑤の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点から⑧の地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位(D.L.+3.11m)における公有水面と陸地の境界線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ平成

6年12月2日付け熊本県指令第6号でしゅん功された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+3.45mより決定)により囲まれた区域。

- ①の地点 江添四等三角点(北緯32度11分40秒042、東経130度23分57秒069。以下「基点」という。)から245度43分00秒1788.50メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 44度12分36秒 53.58メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 38度25分20秒 46.04メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 5度56分33秒 72.22メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 333度28分56秒 46.04メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 327度47分52秒 20.31メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 58度29分44秒 16.87メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 183度59分36秒 284.19メートルの地点

(3) 面積

10,793.08平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地及び公園緑地

5 埋立免許の年月日及び番号

平成14年1月18日

熊本県指令港第17号

6 公有水面埋立法第22条第3項の市町村

水俣市

熊本県告示第955号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年10月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

(特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ひまわりの里 球磨郡錦町一武2130番地の1	有限会社 ひまわり	平成21年10月6日

熊本県告示第956号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成21年10月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ひまわりの里 球磨郡錦町一武2130番地の1	有限会社 ひまわり	平成21年10月6日

熊本県告示第957号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成21年10月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

(精神通院医療)

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
はすわ薬局 八代市大村町1113-4	平成21年10月1日	1740480
薬局セントラルファーマシー長嶺 熊本市長嶺南2-8-83	平成21年10月1日	0146531
きくちハート薬局 菊池市亘字堀木11番6号	平成21年10月1日	1640185

熊本県告示第958号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）から当該医療機関の業務の廃止の届出があった。

平成21年10月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	廃止年月日
熊本中央病院 熊本市田井島一丁目5番1号	国家公務員共済組合連合会 熊本市田井島一丁目5番1号	平成21年9月30日

熊本県告示第959号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年10月16日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年10月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	501号	玉名市横島町横島字塩屋外 3065番1地先から 同市横島町横島字河添 3270番1地先まで	前	8.0 ～ 12.0	212.0	地基創 (交通 安全) (歩道 設置)
			後	10.0 ～ 13.0		
一般県道	宮地岳本 渡線	天草市楠浦町字塔ノ河内 8012番3地先から 同市楠浦町字黒木尾 8015番1地先まで	前	4.3 ～ 19.9	142.7	道路法 第24 条工事 (排水 事業に 伴う仮 設道路 の設置)
			後	4.3 ～ 19.9		
				10.5 ～ 10.5	125.1	

2 区域を変更する期日 平成21年10月16日

熊本県告示第960号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年10月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字新道3213番2、3213番3、3216番1、3216番2、3217番、字松浦河内3218番4、3218番5、3218番7、3219番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字新道3216番1、3216番2、3217番、字松浦河内3218番7、3219番、3218番4・3218番5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。
 (「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第961号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市有明町大浦字赤瀬638番1、640番、642番1、642番2、650番、652番から654番まで、659番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字赤瀬638番1・642番2・650番・652番・654番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。

(「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第545号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のおり行った。

平成21年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 築造者の住所 山鹿市鹿校通三丁目2番31号

2 築造者の氏名 井村清治

3 道路の位置 山鹿市古閑字白石の上1130番1、同1130番2

4 道路の幅員 4.02メートル

5 道路の延長 27.30メートル

6 指定年月日 平成21年10月2日

7 指定番号 熊本県指令鹿本技管第19号

熊本県公告第546号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、熊本市長から次のおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（平成21年度熊本市座標変換測量業務委託）	平成21年10月1日から平成22年1月29日まで	熊本市中島、城山、高橋、春日、横手、保田窪、新南部地区
公共測量（平成21年度近見地区基準点・境界点再現測量業務委託）	平成21年10月1日から平成22年1月29日まで	熊本市近見地区

熊本県公告第547号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、宇城市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供された都市計

画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成21年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
宇城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
松橋不知火都市計画区域、小川都市計画区域、及び宇城市松橋町竹崎字年神、字大楠、字深町、及び字野間の全域並びに宇城市松橋町竹崎字新開の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県宇城地域振興局土木部技術管理課、宇城市土木部都市整備課、宇城市不知火支所総合窓口課、及び宇城市小川支所建設課
- 4 縦覧期間
平成21年10月16日から平成21年10月30日まで

熊本県公告第548号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、八代市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成21年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
八代都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
八代都市計画区域、鏡都市計画区域並びに八代市岡町小路、岡町中、岡町谷川、興善寺町、川田町東、川田町西、千丁町太牟田、千丁町吉王丸、千丁町新牟田、及び千丁町古閑出の全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県八代地域振興局土木部技術管理景観課、八代市建設部都市計画課、八代市鏡支所総務課、及び八代市千丁支所総務課
- 4 縦覧期間
平成21年10月16日から平成21年10月30日まで

熊本県公告第549号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町新山一丁目3190番14
2, 922.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市長嶺南八丁目8番55号
株式会社アネシス

熊本県公告第550号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、八代港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成21年10月16日

八代港港湾管理者 熊本県
代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 八代港港湾計画の変更の概要
(1) 土地造成及び土地利用計画

(単位：ヘクタール)

用途 地区名	ふ 頭 用 地	港湾関 連用地	工 業 用 地	交通機 能用地	危険物 取扱施 設用地	緑 地	合 計
内港地区	(26) 26	(23) 23	(2) 2	(4) 4	(1) 1	(1) 1	(57) 57

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

- 2 港湾計画の縦覧の場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県土木部港湾課

登載依頼

熊本県私立学校審議会公告第2号
熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。
平成21年10月16日

熊本県私立学校審議会

- 1 開催日時
平成21年10月26日(月)
午前10時00分から正午まで(予定)
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁新館2階多目的AV会議室
- 3 議題
【諮問事項】
専修学校・各種学校関係
(1) 九州測量専門学校の目的変更及び文化教養専門課程設置認可について(公開)
(2) 熊本デザイン専門学校の目的変更及び工業専門課程設置認可について(公開)
(3) 専修学校熊本YMCA学院の文化教養高等課程設置認可について(公開)
(4) 専修学校の設置者変更認可について(非公開)
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県私立学校審議会事務局(熊本県総務部私学文書課中高等班)
(096-333-2064)

正 誤

平成20年6月9日熊本県告示第571号(保安林の指定施業要件の変更に関する予定)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	2	熊本県阿蘇市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、阿蘇市(次の図に示す部分に限る。)	熊本県阿蘇市(次の図に示す部分に限る。)
5	7	阿蘇市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、阿蘇市(次の図に示す部分に限る。)	阿蘇市(次の図に示す部分に限る。)